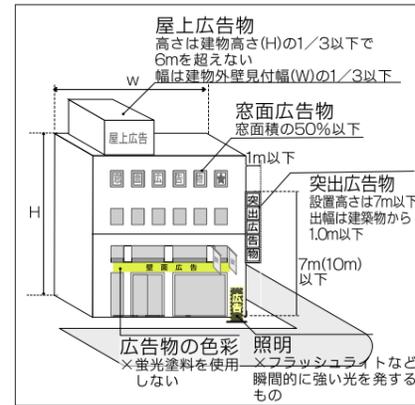


■屋外広告物の基準

色彩	○蛍光塗料その他これに類するものを使用しない。
屋上広告物	○建物や街路と調和したものとし、高さが建物高さの1/3以下で6メートルを超えないこと、幅が建物外壁見付幅の1/3以下とする。
壁面突出広告物	○設置高さは7メートル以下とする。但し、駅前広場に面する敷地については10メートル以下とする。出幅は、建築物から1.0メートル以下とする。
窓面における広告物等	○窓面広告物については、全階とも開口部毎の窓面積に対する広告物面積の割合は50%以下とする。
照明	○照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。



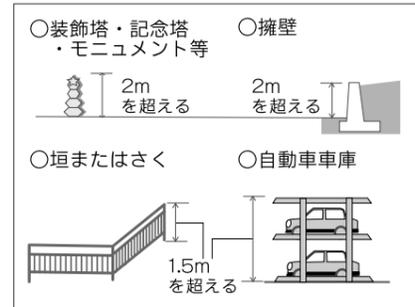
■届出と手続きの流れ

●届出の対象となる行為

景観形成地区内においては、景観法第16条1項に基づく届出が必要です。対象行為及び規模は次の表の通りです。

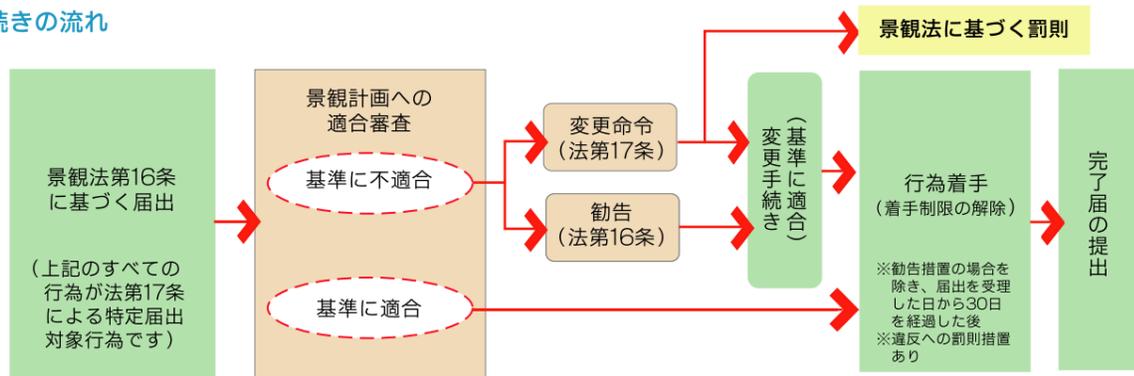
建築物	建築物の建築等（建築基準法第2条第1号に定めるもの全て） □新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更することとなる修繕・模様替え □色彩の変更
工作物	工作物の建設等 □新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更することとなる修繕・模様替え □色彩の変更
規模	○高さが2mを超える記念塔、装飾塔、物見塔など ○高さが2mを超える擁壁 ○高さが1.5mを超える垣又はさく ○物の製造、若しくは貯蔵の用に供する施設、供給施設又は処理施設で、高さが1.5mを超えるもの ○高さが1.5mを超える自動車車庫 ○高さが1.5mを超える自転車等駐車場 ○その他の工作物で高さが10mを超えるもの

- 届出に必要な図書（正副2部）
- ・届出書
 - ・委任状
 - ・案内図
 - ・配置図
 - ・各階平面図
 - ・立面図（2面以上、着色）
 - ・外構平面図
 - ・現況カラー写真（2方向以上）



※別に定める通常の管理行為、軽易な行為等は届出が不要です。（お問い合わせ下さい。）

●手続きの流れ



湘南辻堂景観形成地区 景観形成基準

平成19年4月発行

藤沢市 計画建築部 都市計画課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
tel.0466-25-1111 fax0466-29-1353

湘南辻堂景観形成地区 景観形成基準



藤沢市景観計画 良好な景観形成に関する方針
／行為の制限・屋外広告物に関する事項



■景観形成の目標

駅前を中心商店街としての賑わいや利便性の向上

軽快で明るく開放的な湘南のイメージが感じられ、地域に開かれたまちづくり

モール化事業が実施された街路空間と調和したまち並み景観の形成

個性が輝き、快適で楽しく歩ける歩行者空間の創出



□地区の位置 藤沢市辻堂熊ノ森、堺田、辻堂一丁目及び二丁目他
□区域面積 約3.8ha

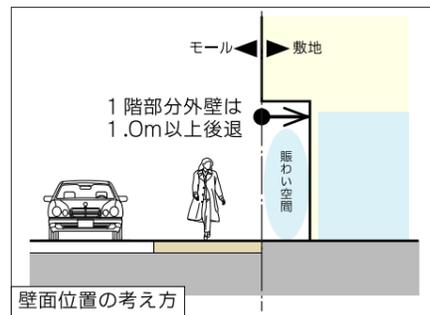
■景観形成の方針

土地利用	辻堂の中心商店街にふさわしい商業環境とするため、湘南通りや商店街通りに面する建物の低層部は、物販、飲食、サービスなど商業業務施設の充実を図り、商店街の連続性と賑わいを高めます。また、街に回遊性や奥行きをもたせる半公共空間や建物の整備を図り、地域の皆さんが散策したくなる「遊びと憩いの場」を備えた境界性の創出を目指します。さらに、店先や店内では、辻堂の文化を高めるための情報発信や交流の場として、個人・サークルの作品展示スペース等の提供に努めます。
地区施設	公園や公共・公益施設は、本地区のまち並みとの調和を図り、楽しく散策のできるように歩行者ネットワークを形成します。また、地区内の駅前広場や公園は、街の憩いの場、語らいの場として活用し、四季が感じられる植栽を行うなど、明るく親しみのもてる場となるよう工夫します。
建築物	建築物のデザインは、明るさや軽快さを意識し、湘南のイメージが感じられるように努め、外壁の色やデザインを相互に調和させ、美しいまち並みを形成します。また、豊かな歩行者空間やまち並み景観を創出するため、次の事項に取り組みます。 ・商店街に面した建物の低層部は壁面後退を行う。 ・各店が個性やこだわりを持ち、来街者がちょっと立ち寄りたくなる店先の演出を心掛ける。 ・特に低層部には、辻堂の地域性やそれぞれの店の個性を表わした質の高いデザインを施す。 ・閉店時や夜間でも楽しく明るい雰囲気となるよう、ショーウィンドウや照明、シャッターなどの工夫を行う。 ・設備機器、配管、物干しなどは、道路から直接見えないように配慮する。
看板・日除け	看板は「お店の大切な表札」、見る人に作り手の気持ちと誇りが伝わるものです。ただ大きく目立てばよいという看板では、街の見え方が煩雑となり、情報やメッセージが効果的に伝わりません。そのため、個性的で魅力的なまち並みを形成するため、以下の事項に取り組みます。また、日除けは、商店街の賑わいや楽しさを演出する要素として、シンプルで飽きのこないデザインとし、まち並みの連続性やビスタ（ある対象物に向かった直線的な景観）を強調する位置に設置します。 ・看板は、原則として突き出し看板または壁面看板とする。 ・複数の看板を設置する場合は、コンパクトに集約化する。 ・壁面看板は、面する道路ごとに各店舗一ヶ所までとする。 ・看板は、建築物のデザインや色彩、素材との調和を図り、質の高いデザインの工夫に努める。 ・看板は、極力自己用のものとする。
半公共空間	商店街に面する半公共空間（店先空地）は、舗装・植栽等と色彩・素材・デザインの調和を図ると共に、ストリートファニチュアの設置や緑化を施すなど、モールと一体となった開放的で潤いのある空間を創出します。
緑化	窓辺や店先空地などの半公共空間、屋上、店舗などに積極的に花や緑を設置し、四季を感じ、潤いのあるまち並み景観を演出します。
色彩	外壁の基調色は高明度かつ低彩度を基調とし、明るさや華やかさが感じられるものとし、屋根の色彩は低明度低彩度を基調とし、落ち着いた統一されたものとし、湘南通り地区では、湘南のイメージが持つ明るさや開放感が感じられるように、建築物の外壁の基調色は白系統の色を用いることとし、アクセントとしてブルーを適切に配色するよう努める。辻堂熊ノ森地区では、湘南の海や緑に抱かれた辻堂の親しみや安らぎが感じられるように、白系統の色やライトベージュを基調としたまち並み景観を形成します。また、アクセントカラーは、外壁（主に低層部）の一部、建具、看板、日除け、ストリートファニチュアなどで用いることとします。
景観管理	美しいまち並み、魅力ある商店街を創り出し、快適さを高めるためには、街のひとりひとり（商店街会員、権利者、地区住民等）の理解と協力が大切です。また、これらの人々と事業者、行政等がそれぞれの役割を認識し、相互に協力し合っこそ豊かな環境を築くことが出来ます。景観形成を図ることは、街に住む人々の連帯感をはぐくむことにもなります。賑わいのある、魅力的な街と、地域に開かれた商店街をめざし、景観形成の方針に定められたまちづくりが図られるよう、これからも継続して積極的にまちづくりに参加し、景観の維持・管理に努めます。

景観形成基準

■ 壁面の位置の制限

- 豊かな広がりのある歩行者空間を確保するため、計画図に壁面の位置の制限が表示された箇所については、計画図に示すところに従い建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離を、1階部分は1.0メートル以上とする。一別図1参照
- 上記以外の部分については、1.0メートルの壁面後退をするよう努める。



■ 建築物の形態意匠

賑わい空間

- 壁面後退部分（道路境界線から1.0メートル未満の部分）における形態・意匠は次のとおりとする。
 - イ. 歩道部分と調和するよう、舗装材の材質や色、デザインを工夫する。
 - ロ. 歩道との間には、段差を設けない。
 - ハ. 垣、柵、門、塀を設けない。
- 前項以外の部分に垣、柵、門、塀を設ける場合は、やむを得ない場合を除き生垣等による緑化を図る。
- 歩行者空間を確保するため、また、まち並みの景観を豊かにするため、空間の演出を工夫する。
- 大規模建築物を計画する場合は、休憩スペース、通り抜け通路、中庭などの半公共空間の創出に努める。

※賑わい空間…商業地では個々の敷地で賑わいを創出するような建築物の低層部や前面空地のしつらえがなされること、またそれらが連続することが求められます。ここではそのような建築物の低層部や前面空地で構成される空間を賑わい空間と呼びます。



仕上げ・色彩

■ 屋根

- 色彩は別表1による。

■ 外壁

- 年月がたっても味わいのある、汚れが目立たない、耐久性のある材料を採用する。
- 外壁の基調色は、別表2による。

■ 日除け

- 日除けの色彩は次表による。

色相	明度	彩度
R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄)	0~10	8.0以下
上記以外の色相		6.0以下

形態意匠

■ 外壁

- 低層部（2階以下、以下同じ）は、開口部を広く取るなど、開放的にしつらえる。
- ショーウィンドウ照明やグリルシャッターを設けるなど夜間においても楽しく明るい雰囲気づくりに努める。

■ 日除け

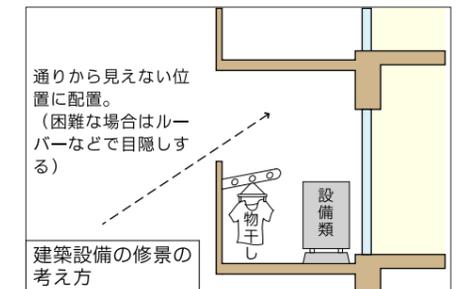
- 日除けの形態は巻き上げ式とし、建築物への取付け位置を各施設ともそろえるように努める。
- 日除けの意匠は、極力シンプルなものとする。
- 日除けの下端は、路面から2メートル以上とする。

建築設備等

- 給排水管、空調設備の室外機等の壁面設備、物干しは、通りから見えない位置に設置するものとする。ただし、当該位置に設置することが困難な場合は、囲いを設けるなど目隠しを施すものとする。

照明

- 照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。



■ 工作物の制限

自動販売機

- 壁面後退部分には、自動販売機などを極力設置しないこととする。

照明

- 照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。

ストリートファニチュア

- 半公共空間では、ストリートファニチュアの設置に努める。

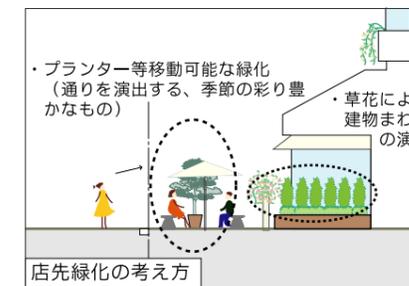
その他の工作物

- 周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。



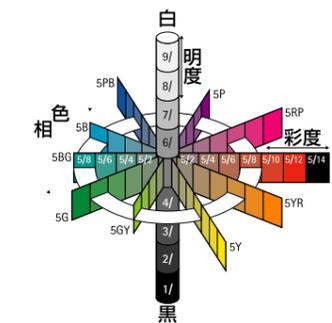
■ 緑化の推進

- 窓辺、店先空地などの賑わい空間、建築物の屋上などには、緑や花を配置し、うるおいのある空間づくりに努める。



色彩基準について

色彩基準は、色彩をより正確に共有するため日本工業規格(JIS)にも採用されている「マンセル表色系」を用いています。マンセル表色系では色相、明度、彩度の色の三属性の値化により、全ての色彩を表すことができます。



別表1.2 色彩基準

部分の色彩は使用できません。

彩度区分	明度区分	色調略号	明度範囲	別表1 建築物の屋根の色彩の基準			別表2 外壁の色彩の基準				
				R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	R, YR, Y 以外の色相※	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	R, YR, Y 以外の色相※
無彩色・ごく低彩度色 (カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0			0~0.5				
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0			0~0.5				
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0			0.6~1.0				
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0~10.0	2.1~3.0			1.1~2.0				
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0~10.0	4.1以上			2.1以上				
	高明度	L-4	6.0~8.9	4.1以上	5.1以上	4.1以上	2.1以上	3.1以上	5.1以上	4.1以上	2.1以上
	中明度	M-4	3.0~5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上

※R, YR, Y 以外の色相 GY (黄緑) G (緑) BG (青緑) B (青) PB (青紫) P (紫) RP (赤紫)